

各国法令・審査基準との比較  
～発明該当性、進歩性に係る主要項目について～

各国審査基準との比較	
発明該当性（コンピュータソフトウェア（CS）・ビジネスモデル（BM）関連発明）	2 頁～
発明該当性（構造を有するデータ又はデータ構造）	9 頁～
進歩性	14 頁～

	日本	米国	欧州	中国	韓国
発 明 該 当 性 〔 C S ・ B M 関 連 発 明 〕	<p>審査基準 第 III 部第 1 章 発明該当性及び産業上の利用可能性 2.1 「発明」に該当しないものの類型 「発明」といえるためには、「自然法則を利用した技術的思想の創作」である必要がある。以下の(i)から(vi)までの類型に該当するものは、「自然法則を利用した技術的思想の創作」ではないから、「発明」に該当しない。 (i) 自然法則自体(2.1.1 参照) (ii) 単なる発見であって創作でないもの(2.1.2 参照) (iii) 自然法則に反するもの(2.1.3 参照) (iv) 自然法則を利用していないもの(2.1.4 参照) (v) 技術的思想でないもの(2.1.5 参照) (vi) 発明の課題を解決するための手段は示されているものの、その手段によっては、課題を解決することが明らかに不可能なもの(2.1.6 参照) 2.2 コンピュータソフトウ</p>	<p>MPEP 2106 特許主題の適格性 特許法第 101 条における主題の適格性を判断することに関しては 2 つの基準が存在し、その両方が満たされなければならない。クレームされている発明は、(1)4 つの法定カテゴリーの 1 つを対象としなければならない、また、(2)全体的に、以下に定義される判例法上の例外を包含する主題を対象としてはならない。これらの基準を評価するために、次の 2 ステップテストが用いられる。 I. 法定主題である 4 つのカテゴリー ステップ 1: クレームは、4 つの特許適格性のある主題のカテゴリー: 方法、機械、製造物又は組成物のうちの 1 つを対象としているか。クレームの主題は、4 つの主題カテゴリーのうちの 1 つを対象としていなければならない。もしもそうでない場合には、そのクレームは、特許保護の適格性がなく、また、少なくともそのことを理由として、特許法第 10</p>	<p>審査便覧 G 部第 II 章 発明 1. 概論 欧州特許条約は、「発明」とは何か定義していない。ただし、第 52 条(2)には、発明とみなさないものの非網羅的一覧が掲げられている。この一覧の項目は、すべて抽象的なもの(たとえば、発見、科学的理論等)及び/又は技術的でないもの(たとえば、美的創造物又は情報の提示)の何れかであることを留意されたい。これと対照的に、第 52 条(1)にいう「発明」は、具体的かつ技術的な性格のものでなければならない(G-I, 2(ii)参照)。これは、技術分野の如何を問わない。 2. 審査実務 出願の主題が第 52 条(1)の趣旨の発明であるか否かを考慮するときに審査官が留意しなければならない一般事項が 2 つある。第一に、第 52 条(2)に基づく特許性の除外は、出願が除外される主題それ自体に関する限り適用される(第 52 条(3))。第二に、クレ</p>	<p>審査指南 第 2 部分第 1 章 専利権を付与しない出願 2. 専利法 2 条 2 項の規定に適合しない客体 専利法にいう発明とは、製品、方法又はその改良について出された新しい技術方案を言い、これは専利による保護を申請できる発明客体に対する一般的定義であって、新規性と創造性の判断における具体的な審査基準ではない。技術方案とは、解決しようとする技術的問題に対して採用する自然法則を利用した技術的手段の集合である。技術的手段は通常技術的特徴によって表される。技術的問題を解決することによって、自然法則に基く技術的效果を獲得するために、技術的手段を用いていない方案は、専利法 2 条 2 項に規定された客体に該当しない。匂い、又は例えば音、光、電気、磁気、波などの信号或いはエネルギーも専利法 2 条 2 項に規定された客体に該当しない。但し、その性質を利用して技術的問題を解決する</p>	<p>審査基準 第 3 部第 1 章 産業上の利用可能性 4. 発明の成立要件 特許法第 2 条第 1 号は、「“発明”とは、自然法則を利用した技術的な思想の創作であって、高度なものをいう」と定義しているため、特許出願された発明が特許法上の発明となるためには、この規定を満たすものでなければならない。 … 4.1 発明に該当しない類型 … 4.1.1 自然法則自体 発明は、自然系に存在する法則すなわち自然法則を利用して与えられた課題を解決するための技術的な思想の創作であるため、自然法則自体は発明に該当しない。… 4.1.2 単純な発見であって創作でないもの 発見とは、自然系に既に存在する物や法則を単純に見つけ出すことであって創作ではないため、天然物(例: 鉱石)、自然現象等の発見自体のみでは発明に該当しない。…</p>

<p>エアを利用するものの審査に当たっての留意事項</p> <p>(1) ビジネスを行う方法、ゲームを行う方法又は数式を演算する方法に関連するものは、物品、器具、装置、システム、コンピュータソフトウェア等を利用している部分があっても、全体として自然法則を利用していない場合があるので、「自然法則を利用した技術的思想の創作」に該当するか否かを慎重に検討する必要がある。他方、ビジネスを行う方法、ゲームを行う方法又は数式を演算する方法に関連するものであっても、ビジネス用コンピュータソフトウェア、ゲーム用コンピュータソフトウェア又は数式演算用コンピュータソフトウェアというように、全体としてみると、コンピュータソフトウェアを利用するものとして創作されたものは、「自然法則を利用した技術的思想の創作」に該当する可能性がある。そのようなものについては、審査官は、ビジネスを行う方法等</p>	<p>1 条に基づいて拒絶されるべきである。発明の 4 つのカテゴリの概要は、裁判所によって定義されているように、次のとおりである：</p> <p>i. 方法。1 の行為又は一連の行為若しくは工程。</p> <p>ii. 機械。部品又は一定の装置及び装置の組合せからなる具体的な物。</p> <p>iii. 製造物。手仕事によるか、機械によるかを問わず、原材料に新たな形態、品質、特性又はそれらの組合せを与えることによって、準備された当該原材料から生産される物。</p> <p>iv. 組成物。化学的結合若しくは機械的混合の成果であるか否かを問わず、又は例えば、気体、流体、粉末若しくは固体であるか否かを問わず、2 以上の物質のすべての組成物及びすべての複合物。</p> <p>法定的カテゴリの 1 つを対象としないクレームの非制限的な例は、次のとおりである：</p> <p>i. 一次的形式の信号送信(例えば、伝播する電氣的又は電磁的信号自体)</p> <p>ii. ヒト自体</p>	<p>ームされた主題が技術的性格を有しているか否かを判断するにあたり、クレームされた主題は、その全体が考慮されるべきである。これを有していなければ、第 52 条(1)にいう発明は存在しない。また、第 52 条(1)にいう発明が存在するか否かの基本的考査は、主題が産業上の利用可能性を有しているか、新規性を有しているか、及び進歩性を伴うかの問題とは区別される、別の問題であることにも留意しなければならない。…</p> <p>3.6 コンピュータプログラム</p> <p>コンピュータプログラムを含む発明は、コンピュータ、コンピュータネットワーク、又は他のプログラム可能な装置といった、それによってクレームされた発明の 1 又は複数の特徴がプログラムにより実現されることが明らかなクレームを対象とすることを意図して表現された「コンピュータ利用発明」(computer-implemented inventions) の様々な形態として保護され得る。このようなクレームは、コ</p>	<p>ものはその例外である。</p> <p>第九章 コンピュータプログラムに係わる発明専利出願の審査に関する若干の規定</p> <p>2. コンピュータプログラムに係わる発明専利出願の審査基準</p> <p>審査において、保護を請求する解決案、つまり、各請求項により限定される解決案を対象としなければならない。専利法 25 条 1 項 (2) 号の規定によると、知的活動の規則及び方法には専利権を付与しない。コンピュータプログラムに係わる発明専利出願で本部分第一章第 4.2 節に述べる状況に該当する場合には、当該節の原則に従って審査する。</p> <p>(1) ある請求項が、1 種の計算方法或いは数学上の計算規則、若しくはコンピュータプログラム自体や媒体(例えば磁気テープ、ディスク、オペイカルディスク、光磁気ディスク、ROM、PROM、VCD、DVD 或いはその他コンピュータ読み取り可能な媒体)だけに記憶されるコンピュータプログラム、又はゲームの規則や方法</p>	<p>4.1.3 自然法則に違反するもの</p> <p>発明は、自然法則を利用したものでなければならぬため、自然法則に反するもの(例:永久機関)は、発明に該当しない。…</p> <p>4.1.4 自然法則を利用していないもの</p> <p>請求項に記載された発明が、自然法則以外の法則(経済法則、数学の公式、論理的な法則、作図法、等)、人為的な約束(ゲームの規則それ自体等)、又は人間の精神活動(営業計画それ自体、教授方法それ自体、金融保険制度それ自体、課税制度それ自体等)を利用している場合には、発明に該当しない。…</p> <p>4.1.5 技能</p> <p>技能は、個人の熟練により達成することができるものであり、知識として第三者に伝達することができる客観性が欠如している。したがって、技能は発明に該当しない。…</p> <p>4.1.6 単純な情報の提示</p> <p>単純に提示される情報の内容にのみ特徴があるものであって、情報の提示を主たる目</p>
---	---	--	--	--

<p>といった形式にとらわれることなく、コンピュータソフトウェアを利用するものという観点から「自然法則を利用した技術的思想の創作」に該当するか否かを検討する。</p> <p>(2) 以下の(i)又は(ii)のように、全体として自然法則を利用しており、コンピュータソフトウェアを利用しているか否かに関係なく、「自然法則を利用した技術的思想の創作」と認められるものは、コンピュータソフトウェアという観点から検討されるまでもなく、「発明」に該当する。なお、「自然法則を利用した技術的思想の創作」であることから「発明」に該当する方法をコンピュータに実行させるためのコンピュータソフトウェア又はその方法を実行するコンピュータ若しくはシステムは、通常、全体として自然法則を利用した技術的思想の創作であるため、「発明」に該当する。</p> <p>(i) 機器等(例:炊飯器、洗濯機、エンジン、ハードディス</p>	<p>iii. 二の当事者間の法的契約協定；</p> <p>iv. コンピュータプログラム自体</p> <p>v. 会社</p> <p>vi. 印刷物の単なる構成</p> <p>vii. データ自体</p> <p>(明細書に照らして、かつ、当該技術の熟練者からみて解読されるクレームの最も広範な合理的解釈に基づいて)法定的実施態様及び非法定的实施態様の両方を保護するクレームは、特許保護対象として適格でなく、よって、非法定主題を対象としている。そのようなクレームは、第1ステップの要件を欠き(ステップ1:No), かつ、少なくともそのことを理由として、特許法第101条に基づいて拒絶されるべきである。</p> <p>例えば、機械可読媒体は、伝播する電氣的又は電磁的信号自体のような非法定な一時的形式の信号送信を包含し得るものである。当該技術の熟練者によって解釈されるような、明細書からみた機械可読媒体についての最も広範な合理的解釈が、一時的形式の信</p>	<p>ンピュータ利用発明をターゲットとして、F-IVの3.9及びそのサブセクションに記載された形態を取ることができ</p> <p>る。</p> <p>コンピュータプログラムについてのクレームに関する特許性を考慮する際の基本的な事項は、原則として他の主題の場合と同じである。第52条(2)の一覧には「コンピュータプログラム」が含まれているが、クレームされた主題が技術的性格を有する場合は、第52条(2)及び(3)の規定による特許性除外の対象とならない。</p> <p>技術的性格は、従来技術に関係なく評価されるべきである(T 1173/97参照。G 3/08により確認)。コンピュータプログラム自体の特徴(T 1173/97参照)は、クレーム上で定義された機器(T 424/03、T 258/03参照)と同様、以下で説明するように、クレームされた主題に対して、潜在的に技術的性格を与え得る。特に組み込みシステムにおいて、コンピュータプログラムにより実現されるデータ処理</p>	<p>などだけに係わるものである場合には、当該請求項は知的活動の規則及び方法に該当するものであり、専利保護の客体には属さない。ある請求項は、主題の名称を除いて、これを限定するすべての内容が、1種の計算方法或いは数学上の計算規則、若しくはプログラム自体、又はゲームの規則や方法などだけに係わっている場合には、当該請求項は実質として、知的活動の規則及び方法に係わるだけのものであり、専利で保護する客体にならない。例えば、記憶されたプログラムだけにより限定されるコンピュータ読み取り可能な記憶媒体又は1種のコンピュータプログラム製品、或いは、ゲームの規則だけにより限定されており、如何なる物理的な実体も含まない特徴により限定されるコンピュータゲーム装置などといった、如何なる技術的特徴も含まないものは、実質として、知的活動の規則及び方法だけに係わっているため、専利保護の客体に該当しない。ただし、発明専利出願で保護を請求する媒体</p>	<p>的とする場合には、発明に該当しない。…しかし、情報の提示が新規な技術的特徴を有していれば、そのような情報の提示それ自体、情報の提示手段、情報を提示する方法は、発明に該当することがあり得る。…</p> <p>4.1.7 美的創造物</p> <p>…</p> <p>4.1.8 コンピュータプログラム言語自体、コンピュータプログラム自体</p> <p>コンピュータプログラムは、コンピュータを実行する命令に過ぎないものであり、コンピュータプログラム自体は発明となることはできない。ただし、コンピュータプログラムによる情報処理がハードウェアを利用して具体的に実現される場合には、当該プログラムと連動して動作する情報処理装置(機械)、その動作方法、及び当該プログラムを記録したコンピュータで読むことができる媒体は、自然法則を利用した技術的な思想の創作として発明に該当する。</p>
---	--	---	---	---

<p>ク装置、化学反応装置、核酸増幅装置)に対する制御又は制御に伴う処理を具体的にを行うもの</p> <p>(ii)対象の物理的性質、化学的性質、生物学的性質、電気的性質等の技術的性質(例:エンジン回転数、圧延温度、生体の遺伝子配列と形質発現との関係、物質同士の物理的又は化学的な結合関係)に基づく情報処理を具体的にを行うもの</p> <p>審査ハンドブック附属書 B 第 1 章 コンピュータソフトウェア関連発明</p> <p>2.1.1.2 ソフトウェアの観点に基づく考え方</p> <p>請求項に係るソフトウェア関連発明が「自然法則を利用した技術的思想の創作」に該当するか否かが、審査基準「第 III 部第 1 章 発明該当性及び産業上利附属書 B 第 1 章 コンピュータソフトウェア関連発明用可能性」により判断されない場合は、審査官は、以下に示された基本的な考え方に基いて判断する。</p>	<p>号送信を包含する場合には、法定主題をクレームしていないことを理由とする特許法第 101 条に基づく拒絶が適正となる。したがって、コンパクトディスク又は搬送波であり得るコンピュータ可読媒体に関するクレームは非合法的な実施態様を保護し、よって、非合法的な主題を対象としていることを理由として、特許法第 101 条に基づいて、拒絶されるべきである。</p> <p>クレームされている発明が、明らかに、4つのカテゴリーの 1 つではない場合には、クレームされている発明が非合法的な主題を対象としていることを理由として特許法第 101 条に基づく拒絶をしなければならない(MPEP 706.03 参照(段落 7.05 及び 7.05.01 を使用))。しかしながら、クレームがステップ 1 の要件を満たしておらず、かつ、当該クレームが、出願人による開示内容から、法的なカテゴリーを対象とするように補正できる場合は、以下のステップ 2 が実施されるべきである。</p> <p>II. 4 つのカテゴリーに対す</p>	<p>の動作は、特別な回路(例:FPGA)によって同様に実現することができる。</p> <p>クレームされたコンピュータプログラムそれ自体については、それが実行又はコンピュータに読み込まれた際に、プログラム(ソフトウェア)とそれが実行されるコンピュータ(ハードウェア)(T 1173/97、G 3/08 参照)との間の「通常の」物理的相互作用を超えるさらなる技術的効果もたらされ得る場合は、特許性の除外対象にならない。プログラムの実行の通常の物理的効果(例:電流)自体は、コンピュータプログラムに技術的性格を与えるのに十分でなく、さらなる技術的特徴が必要である。このさらなる技術的特徴は、先行技術中で知られている場合がある。</p> <p>同様に、コンピュータ・プログラミングは、機械によって実現し得る手段の定義付けに関する以上、その全てについて、それが技術的な検討を含んでいると言い得るが、それだけでは、そのプログラミングの結果であるプログラムが</p>	<p>は、その物理特性の改良に係わっている場合、例えば、積層構造やトラックピッチ、材料などは、この類に該当しない。</p> <p>(2) 前述 (1) に述べた状況を除き、もしある請求項が限定するすべての内容に、知的活動の規則及び方法の内容も含まれていると同時に、技術的特徴も含まれている場合、例えば、前記ゲーム装置などを限定する内容にゲームの規則も技術的特徴も含まれているなら、当該請求項は全体として、知的活動の規則及び方法でないため、専利法 25 条に準拠して専利権を獲得する可能性を排除してはならない。専利法 2 条 2 項の規定によると、専利法にいう発明とは、製品、方法又はその改善に対して行われる新たな技術方案を指す。コンピュータプログラムに係わる専利の出願は、技術方案を構成した場合に限って、専利保護の客体となる。もし、コンピュータプログラムに係わる発明専利出願の解決方案において、技術的課題を解決することがコンピュータプログラムを実行する目的で</p>	<p>D03 コンピュータ関連発明の審査基準</p> <p>2.2 発明であること</p> <p>請求項に関連された発明が特許法上発明に該当するため自然方式を利用した技術的思想の創作のうち高度のものである必要がある。</p> <p>2.2.1 基本的な思考方式</p> <p>コンピュータ関連発明が「自然法則を利用した技術的思想の創作」となる思考方式は、次の通りである。</p> <p>ソフトウェアによる情報処理がハードウェアを利用して具体的に実現されている場合、該当ソフトウェアと協働して動作する情報処理装置(機械)、その動作方法及び該当ソフトウェアを記録したコンピュータで読むことができる媒体は、自然法則を利用した技術的思想の創作である。(説明)</p> <p>ソフトウェアによる情報処理がハードウェアを利用して具体的に実現されている場合とは、ソフトウェアがコンピュータに読みとられることによりソフトウェアとハードウェアが協働した具体的な手段で</p>
--	---	--	---	--

<p>(1) 基本的な考え方 ソフトウェア関連発明が「自然法則を利用した技術的思想の創作」となる基本的な考え方は以下のとおりである。</p> <p>(i) ソフトウェア関連発明のうちソフトウェアについては、「ソフトウェアによる情報処理が、ハードウェア資源を用いて具体的に実現されている」場合は、当該ソフトウェアは「自然法則を利用した技術的思想の創作」である。「ソフトウェアによる情報処理がハードウェア資源を用いて具体的に実現されている」とは、ソフトウェアとハードウェア資源とが協働することによって、使用目的に応じた特有の情報処理装置又はその動作方法が構築されることをいう。</p> <p>(ii) ソフトウェア関連発明のうち、ソフトウェアと協働して動作する情報処理装置及びその動作方法及びソフトウェアを記録したコンピュータ読み取り可能な記録媒体については、当該ソ</p>	<p>る判例法上の例外 ステップ2:クレームは、全体的に、自然法則、自然現象及び抽象的概念を含む判例法上の例外を含んでいるか？ クレームが特許法第101条に規定されている特許を受けることができる主題の4つのカテゴリー(すなわち、方法、機械、製造物又は組成物)の1つに属することの判断だけでは特許適格性の有無の判断は終わらない、なぜなら(数学的アルゴリズムのような)抽象的概念、自然現象及び自然法則にすぎないものを対象とするクレームは、特許保護対象として適格でないからである。</p> <p>「自然法則」、「自然現象」及び「抽象的概念」という用語に加えて、判例法上認められた例外は、例えば「物理現象」、「科学的原理」、「人間の知性」のみに依存するシステム、「実体的でない概念」、「精神的なプロセス」及び「実体的でない数学的なアルゴリズムや公式」など、様々な他の用語を用いて説明されてきた。例外は、科学のおよび技術的作業</p>	<p>技術的性格を有していることを実証するのに十分ではない。プログラマーは、いくつかの手順を実現するコンピュータアルゴリズムを「単に」みつけるということを超える技術的な検討を行っていない( G 3/08)。</p> <p>コンピュータプログラムに技術的性格を与える更なる技術的効果は、例えば、工業的プロセスの制御、コンピュータ自体の内部機能、又は、プログラムの影響下にあるインターフェースの中に見出すことができ、例えば、プロセスの効率性やセキュリティ、要求されるコンピュータ資源の管理、通信リンクのデータ転送速度に影響を与え得る。それ自体が技術的貢献をする数学的方法(G-II, 3.3 参照)を実現する、コンピュータプログラムも、コンピュータ上で実行されたときにさらなる技術的特徴をもたらすことが可能と考えられる。</p> <p>コンピュータプログラムが、クレームされた主題の技術的性格に貢献するかどうかという問題は、コンピュータ</p>	<p>あって、コンピュータでコンピュータプログラムを実行して、コンピュータ外部又は内部の対象を制御、又は処理する際に、自然法則に準拠した技術的手段が反映されており、それによって自然法則に合致した技術的効果を獲得する場合には、このような解決案は、専利法2条2項でいう技術案に該当し、専利保護の客体に該当する。もし、コンピュータプログラムに係わる発明専利出願の解決案において、コンピュータプログラムを実行する目的は、技術的課題を解決することではない、若しくは、コンピュータでコンピュータプログラムを実行して、コンピュータ外部又は内部の対象を制御、又は処理する際に、自然法則を利用した技術的手段が反映されていない、或いは、自然法則に規制されないような効果を獲得する場合には、このような解決案は、専利法2条2項でいう技術案に該当せず、専利保護の客体には該当しない。例えば、もし、コンピュータプログラムに係わる発明専</p>	<p>使用目的に応じた情報の演算または加工を実現することにより使用目的に応ずる特有の情報処理装置(機械)またはその動作方法が構築されることをいう。</p> <p>そして、使用目的に応じた特有の情報処理装置(機械)またはその動作方法は、自然法則を利用した技術的思想の創作であるといえる。</p> <p>そのため、ソフトウェアによる情報処理がハードウェアを利用して具体的に実現されている場合、該当ソフトウェアと協働して動作する情報処理装置(機械)、その操作方法及び該当ソフトウェアを記録したコンピュータで読むことができる媒体は、自然法則を利用した技術的思想の創作である。</p> <p>※一般的にビジネス関連発明とは、情報技術を利用して実現した新しいビジネスシステム若しくはビジネス方法に関する発明をいい、このようなビジネス関連発明に該当するためにはコンピュータ上でソフトウェアによる情報処理がハードウェアを利用して具体</p>
---	--	--	---	--

<p>フトウェアが上記(i)を満たす場合、「自然法則を利用した技術的思想の創作」である。</p> <p>(2) 基本的な考え方に基づく判断の手順</p> <p>審査官は、(1)に示された基本的な考え方に基づき、請求項に係るソフトウェア関連発明において、「ソフトウェアによる情報処理が、ハードウェア資源を用いて具体的に実現されている」か否か、つまり、ソフトウェアとハードウェア資源とが協働することによって、使用目的に応じた特有の情報処理装置又はその動作方法が構築されるか否かにより、「自然法則を利用した技術的思想の創作」の要件を判断する。この具体的な判断手法として、審査官は、請求項の記載に基づいて、ソフトウェアとハードウェア資源とが協働した具体的手段又は具体的手順によって、使用目的に応じた特有の情報の演算又は加工が実現されているか否かを、判断すればよい。…</p>	<p>に対する基本的ツールが特許可能ではないという裁判所の見解を反映している。</p> <p>主題の適格性の分析</p> <p>抽象的概念、自然現象及び自然法則は、特許付与の適格性はないが、現実世界の機能を果たすために、抽象的概念、自然現象及び自然法則を利用する方法及び物は、特許付与の適格性を有する。したがって、クレームが判例法上の例外を対象としている場合は、クレームの要素が、個別に又は順序付いた組み合わせとして、クレームが全体として法的例外自体を顕著に超えるに十分であるかを判断するために検討されなければならない(これは、発明概念のサーチ(a search for an inventive concept)と呼ばれている)。</p> <p>クレームが特許適格性のある主題を対象としているかどうかを判断するために必要な分析の詳細については、2014年の特許主題の適格性に関する暫定ガイダンス(2014 Interim Guidance on Patent Subject Matter Eligibility, 79 Fed. Reg. 74618 (Decemb</p>	<p>プログラムの実行のために定義し得るハードウェアの構成要素の技術的性格とは区別された別個の問題であることがよくある。コンピュータプログラムがさらなる技術的特徴(T1173/97)を生じる場合は、それ自体が技術的とみなされ、除外されない。対照的に、技術的手段を定義又は使用した任意のクレームされた主題は、第52条(1)の意味における発明である(T 424/03及びT 258/03参照。G 3/08で確認される)。これは技術的手段が一般的に知られている場合でも適用される。例えば、クレームに、コンピュータ、コンピュータネットワーク、プログラムの読み取り可能媒体等を含むことは、クレームされた主題に技術的性格を与える。</p> <p>コンピュータプログラムに関連するクレームされた主題が技術的性格を有さない場合は、第52条(2)及び(3)に基づいて拒絶される。主題がこのテストを技術的に通過した場合は、審査官は新規性及び進歩性の問題に進まなければならない(G-VI及びG-VII参</p>	<p>利出願の解決案において、コンピュータプログラムを実行する目的は、ある工業プロセスや、測定又はテストプロセスの制御を実現することであり、コンピュータで工業プロセスの制御プログラムを実行し、自然法則に従って、当該工業プロセスの各段階で実施される一連の制御を果すことにより、自然法則に合致した工業プロセスの制御の効果を獲得する場合、このような解決案は、専利法2条2項でいう技術方案に該当し、専利保護の客体に該当する。…</p>	<p>的に実現されていなければならない(特許法院 2001.9.21. 宣告 2000 ホ 5438 判決とその上告審である大法院 2003.5.16. 宣告 2001 フ 3149 判決参照)。</p> <p>2.2.2 判断の具体的な手法</p> <p>コンピュータ関連発明において請求項に関連された発明が自然法則を利用した技術的思想の創作なのか否か(発明に該当するのか否か)を判断する具体的な手法は、次の通りである。</p> <p>(1) 請求項に記載された事項に基づいて請求項に関連された発明を把握する。</p> <p>(2) 請求項に関連された発明においてソフトウェアによる情報処理がハードウェアを利用して具体的に実現されている場合、即ちソフトウェアとハードウェアが協働した具体的手段により使用目的に応じた情報の演算または加工を実現することにより使用目的に応じた特有の情報処理装置(機械)またはその動作方法が構築されている場合、該当発明は自然法則を利用した技術的思想の創作である。</p>
---	---	--	---	---

		<p>er 16, 2014)) を参照。…</p>	<p>照)。 EPC の全要件を満たす場合は、コンピュータプログラム製品の一形態として特許が付与され得る（特に、第 84, 83, 54, 56 条、及び G-III の 3 以降参照）。このようなクレームは、プログラムリストを含むべきではないが、それが実行された場合において、プログラムが実行するよう意図されたプロセスの特許性を保証する全ての特徴を定義すべきである（F-II の 4.5.2 最終文参照）。プログラムからの短い引用は、明細書に受け入れられる。</p>		<p>(3) 一方、ソフトウェアによる情報処理がハードウェアを利用して具体的に実現されていない場合、該当発明は自然法則を利用した技術的思想の創作ではない。…</p>
--	--	----------------------------	--	--	--



<p>発 明 該 当 性 〔 構 造 を 有 す る デ ー タ 又 は デ ー タ 構 造 〕</p>	<p>審査ハンドブック附属書 B 第 1 章 コンピュータソフト ウェア関連発明 本章において用いられる用 語の説明… (vi) データ構造 データ要素間の相互関係で 表される、データの有する 論理的構造をいう。… 1.2.1.1 ソフトウェア関連 発明のカテゴリー… (2) 物の発明… (ii) データの有する構造 によりコンピュータが行う 情報処理が規定される「構 造を有するデータ」又は「デ ータ構造」を、「物の発明」 として請求項に記載するこ とができる。 例 4：データ要素 A、デー タ要素 B、データ要素 C、…を 含む構造を有するデータ 例 5：データ要素 A、デー タ要素 B、データ要素 C、…を 含むデータ構造 (iii) 上記(i)の「プログラ ム」又は上記(ii)の「構造を 有するデータ」を記録した コンピュータ読み取り可能 な記録媒体を、「物の発明」 として請求項に記載するこ</p>	<p>MPEP 2111 クレーム解釈;最も広く 合理的な解釈… 2111.05 機能的又は非機能的 な記述要素 USPTO 審査官は、先行技術 文献と比較しての特許性を判 断する際、全てのクレーム限 定を考慮しなければならない。 クレームは全体として読 まれなければならないから、U SPTO 審査官は、印刷物 (prin ted matter) から成るクレ ーム限定を無視することはない。 しかし、USPTO 審査官は、 記録媒体との間で新規で自明 でない機能的関係を有さない 印刷物に対しては、特許性の 重みを与える必要はない。既 知の製品に記述された指令が 加えられたような印刷物のケ ースにおける考え方は、既知 の方法に指令的な限定が加え られた方法クレームにも拡張 して適用されてきた。印刷物 における問題と同様に、その ような方法のケースでの関連 する問題は、既知の方法との 間で新規で非自明な機能的関 係があるかどうかである。 I. 印刷物と対応する製品と</p>	<p>審査便覧 G 部第 II 章 発明 3.7 情報の提示 単に情報の内容によって定 義された情報の提示に関する 特徴は、技術的性格を有さない。 これは、その特徴が、情報 の提示自体 (例: 音響信号、話 し言葉、画像ディスプレイ、主 題で定義される書籍、記録さ れた音楽作品で定義される音 盤、注意表示で定義される交 通信号によるもの) 又は情報 を提示するための方法及び装 置としてクレームされてい ても適用される (例: 単に指示又 は記録された情報で定義され る指示器又は記録装置の特徴 は、技術的特徴ではない。) 認知的内容を画面上でユー ザに伝える方法に関する特徴 は、通常、技術的課題の技術的 解決に寄与しない。表示の配 置や方法が説得力のある技術 的効果を有していることを示 すことができる場合は例外で ある。 このような技術的特徴が存在 し得る例: 文字を表示する ために特定のコードを使用す る電信装置又は通信システム</p>	<p>(審査指南に特段の記載な し)</p>	<p>D03 コンピュータ関連発明の 審査基準 ※この審査基準で使用されて いる用語の説明… データ構造: データ要素間の 相互関係を表示したデータの 論理的構造 データ記録媒体: 記録された データ構造によりコンピ ュータがする処理内容が特定され る ‘構造を有したデータを記 録したコンピュータで読むこ とができる媒体’ … 1.1.1 コンピュータ関連発明 の範疇… (4) データ記録媒体請求項 データ記録媒体、即ち記録さ れたデータ構造によりコンピ ュータが遂行する処理内容が 特定される ‘構造を有したデ ータを記録したコンピュータ で読むことができる媒体’ は、 物の発明として請求項に記載 することができる。 &lt;例 1-4&gt; A 構造、B 構造、C 構造、…を 有したデータを記録したコン ピュータで読むことができる 媒体… 2.2.4 データ記録媒体の取扱 データ記録媒体、即ち記録</p>
--	--	---	--	----------------------------	--

<p>とができる。…</p> <p>例9：データ要素A、データ要素B、データ要素C、…を含む構造を有するデータを記録したコンピュータ読み取り可能な記録媒体…</p> <p>2.1.2 「構造を有するデータ」及び「データ構造」の取扱い</p> <p>(1) ソフトウェア関連発明における「構造を有するデータ」（「構造を有するデータを記録したコンピュータ読み取り可能な記録媒体」を含む。）及び「データ構造」が、「自然法則を利用した技術的思想の創作」に該当するか否かについては、審査官は、「2.1.1 判断の手順」に基づいて判断する。</p> <p>(2) ソフトウェア関連発明における「構造を有するデータ」及び「データ構造」は、プログラムに準ずる（データの有する構造がコンピュータによる情報処理を規定するという点で、プログラムと類似する性質を有することを意味する。）もの、すなわち、ソフトウェアであるから、「2.1.1.2 ソフトウ</p>	<p>の間に、機能的関係が存在するかどうかの判断</p> <p>A. 機能的関係をサポートする証拠</p> <p>特許性の重みを与えるために、印刷物と対応する製品とは機能的関係を有していなければいけない。機能的関係は、印刷物が、対応する製品に関する機能を発揮する場合に現れる。例えば、計量カップにおける目盛りは、その計量カップにおける分量を量るという機能を発揮する。機能的関係は、製品が、対応する印刷物に関する何らかの機能を発揮する場合にも現れる。…</p> <p>B. 機能的関係に反する証拠</p> <p>しかし、製品が単に印刷物の保持を提供するに過ぎない場合は、機能的関係は存在しない。…これらの状況は、クレームが全体として、読み手である人間にメッセージや意味を伝達することを対象とする場合に起こり得る。…さらに、印刷物と製品が相互に独立している場合、機能的関係は存在しない。…</p> <p>II. 印刷物と対応する製品（又は方法）との間の機能的関係</p>	<p>（例：パルス符号変調）；測定された情報を表示するための特定方式のグラフを作成するように設計された測定装置；ステレオ録音をすることができるようにした特定の溝の形状を有する音盤；プログラムの技術的特徴を本質的に構成する事項で特定されるコンピュータデータ構造であって、そのプログラムがデータ構造に影響するもの（特定の場合は、プログラムそれ自体が特許を受けることができると予想される）（T 1194/97 参照）；側部に配したサウンドトラック付の透明陽画。</p> <p>第52条(2)に基づく特許性の除外の判断をする際には、クレームの主題全体を考慮しなければならない（G-II, 2）。例えば、製品（例：漂白組成物）とその製品の使用説明書とを対象としたクレームは、その説明書がその製品に対する技術的効果を有していなくても、排除されない。なぜなら、そのクレームは、技術的意味を有しており、クレームされた主題の定義のために必要な技術的特徴、すなわち、製品</p>		<p>されたデータ構造によりコンピュータが遂行する処理内容が特定される‘構造を有したデータを記録したコンピュータで読むことができる媒体’が発明に該当するの否かに対しては、2.2.1 基本的な思考法則に従い判断する。</p>
--	---	---	--	---

<p>エアの観点に基づく考え方」においては、データの有する構造が規定する情報処理が、ハードウェア資源を用いて具体的に実現されているか否かにより、審査官は、「自然法則を利用した技術的思想の創作」の要件を判断する。</p> <p>この具体的な判断手法として、審査官は、請求項の記載に基づいて、ソフトウェア(プログラムに準ずるデータ構造)とハードウェア資源とが協働した具体的手段又は具体的手順によって、使用目的に応じた特有の情報の演算又は加工が実現されているか否かを、判断すればよい。</p>	<p>は新規で非自明でなければならない</p> <p>製品と対応する印刷物との間で機能的関係が見出されると、検討は、その関係が新規で非自明であるかどうかに移行する。例えば、コンテナの有効期限を表す色についての、色の索引のクレームは、機能的関係を構築し得る。しかし、クレームは、先行技術から予期できるものであるか、先行技術の組み合わせといえるだろう。</p> <p>III. 機械読み取り可能な媒体</p> <p>特定のプログラミングを含むコンピュータ読み取り可能な媒体を対象とするクレームの範囲を決定するには、審査官は、そのプログラミングと対応するコンピュータシステムとの間の関係に注目すべきである。プログラミングが対応するコンピュータに関する機能を発揮する場合、機能的関係は存在する。例えば、コンピュータシステムにおいて、検索、追加、削除機能を発揮する属性データオブジェクト(attribute data objects)がプログラムされた、コンピュー</p>	<p>が組成物を含むことを定義している(T 553/02)。</p> <p>情報の提示に関する特徴が技術的な否かを判断する際には、それが技術的課題の解決に寄与するか否かである。精神活動が含まれるという事実自体は、主題が非技術的であることを表すものではない(T 643/00)。しかしながら、単にユーザの主観的な好みに対処するという特徴は、技術的課題を解決しない(T 1567/05)。</p> <p>システムと人間との相互作用の動作として、システム自体の中で発生し自動的に検出したイベントの視覚的な表示をする自動化システム、(特にコンピュータ、例えば、技術的な不調を回避するシステム)は、通常、技術的貢献をするとはみなされる。一方、専ら視聴者の精神活動を目的とした視覚的な表示(特に、最終的な受信者としてのユーザによる非技術的な意思決定プロセスのための関連データの準備)は、通常、技術的な貢献をするとはみなされない(T 756/06)。コ</p>		
---	---	---	--	--

	<p>タ読み取り可能な媒体のクレームは、クレームされた属性データオブジェクトに特許性の重みを与えられるような機能的関係を構築する。</p> <p>しかし、クレーム全体として、コンピュータシステムから独立した、読み手である人間にメッセージや意味を伝達すること、及び／又は、情報やデータを保持するに過ぎないコンピュータ読み取り可能な媒体を対象とする場合は、機能的関係は存在しない。例えば、打率表や音楽トラックを含むメモリスティックのクレームは、単に情報の保持としてコンピュータシステムを用いる。そのようなクレームは、記録データとコンピュータとの間の機能的関係を構築することを対象としているのではなく、意味を人間の読み手に伝えることを対象としている。</p> <p>抽象的概念についての指令や実行コードを記録するコンピュータ読み取り可能な媒体のクレームは、101条の発明該当性が評価されなければならない。MPEP2106を参照。</p>	<p>ンピュータ上で実行される非技術的なアプリケーションの状態を提示することは、通常、技術であるとは考えられない。</p> <p>3.7.1 ユーザ・インターフェイス</p> <p>ユーザ・インターフェイスのグラフィックデザインに係る特徴は、その設計が技術的考察ではなく、特にユーザに訴えるデザインは何かという知的考察に基づきなされるため、技術的効果を有しない。例えば、画面上のアイテムの色、形、サイズ、レイアウト若しくは配置、又は、表示されたメッセージの情報コンテンツは、通常、グラフィカルユーザーインターフェースの技術的側面ではない。</p> <p>しかしながら、審査官は、これらの特徴が、特定の技術的効果(例:ユーザと関わる手段の工程と組み合わせさせているかどうか、又は、内部装置の状態といった技術的な情報に関連するかどうか)の達成に貢献するかどうかを確認しなければならない。</p>		
--	---	---	--	--

			<p>3.7.2 データ検索、フォーマット、構造</p> <p>媒体に又は電磁搬送波として具現化されたコンピュータ利用のデータ構造 (T 1194/97 参照) 又はコンピュータ利用のデータフォーマットは、技術的性格を有するため (記憶媒体は技術的人工物であるため)、第 52 条(1)にいう発明である。このようなデータ構造又はフォーマットは、認知的内容及び機能的データの混合を含むことがある。</p> <p>データ構造又はフォーマットに関連する技術的效果は、それがコンピュータシステムの動作中に使用されるならば、例えば、効率的なデータ処理、効率的なデータ記憶、強化されたセキュリティを生じ得る。他方、論理レベルのデータ収集を単に記述するに過ぎない特徴は、その記述がデータの特定のモデリング手法に係る場合であっても、技術的效果をもたらさない。</p> <p>データ構造それ自体は単なるスタティックメモリの構成である。したがって、データ構</p>		
--	--	--	--	--	--

			<p>造それ自体がクレームされる場合は、実行される方法が存在しないので、技術的效果を直接特定することはできない。さらに、クレームされたデータ構造は、全く異なる目的のための他のアルゴリズムや方法と組み合わせて使用される可能性がある。</p> <p>このため、審査官は、クレームされたデータ構造が、技術的效果の基礎を構築するシステム又はその対応する方法の手順の技術的特徴を本質的に含むかどうかを確認しなければならない。</p>		
進歩性	<p>審査基準 第 III 部第 2 章第 2 節 進歩性 1. 概要 特許法第 29 条第 2 項は、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者（以下この部において「当業者」という。）が先行技術に基づいて容易に発明をすることができたときは、その発明（進歩性を有していない発明）について、特許を受けることができないことを規定している。…</p>	<p>MPEP 2141 特許法第 103 条に基づく自明性の判断に関する審査指針 特許法第 103 条特許要件；非自明の主題 クレームされた発明についての特許は、クレームされた発明が第 102 条に規定されているのと同じ方法で開示されていない場合であっても、クレームされた発明と先行技術との間の差異が、クレームされた発明が全体として、クレームされた発明の有効出願日</p>	<p>審査便覧 G 部 第 VII 章 進歩性 1. 概要 技術水準に照らして、発明が当該技術の熟練者にとって自明でない場合は、その発明は進歩性を有するものとみなされる。… 5. 課題及び解決のアプローチ 客観的かつ予測的な方法で進歩性を評価するために、いわゆる「課題及び解決のアプローチ」が適用されるべきである。… 5.4 技術的及び技術的でない</p>	<p>審査指南 第 2 部第 4 章 創造性 2. 発明の創造性の概念 発明の創造性とは現有技術に比べて、当該発明に突出した実質的特徴と顕著な進歩があることを言う。 3.2.1.1 判断方法 保護を請求する発明が現有技術に比べて自明的であるかどうかを判断するには、通常は以下に挙げられる 3 つの手順に沿って行って良いとする。 (1) 最も近似した現有技術を</p>	<p>審査指針 第 3 部第 3 章 進歩性 4. 進歩性の判断の基本原則 …特許出願前に通常の技術者が「請求項に記載された発明」を引用発明により容易に発明することができる場合には、その発明は進歩性がない。… 5.1 進歩性の判断手順 発明の進歩性は次の手順により判断する。 (1) 請求項に記載された発明を特定する。… (2) 引用発明を特定する。…</p>

<p>2. 進歩性の判断に係る基本的な考え方          …審査官は、請求項に係る発明の進歩性の判断を、先行技術に基づいて、当業者が請求項に係る発明を容易に想到できたことの論理の構築(論理付け)ができるか否かを検討することにより行う。          当業者が請求項に係る発明を容易に想到できたか否かの判断には、進歩性が否定される方向に働く諸事実及び進歩性が肯定される方向に働く諸事実を総合的に評価することが必要である。そこで、審査官は、これらの諸事実を法的に評価することにより、論理付けを試みる。          …</p>	<p>前に、クレームされた発明に係る技術の熟練者にとって自明であると思われる場合には、取得することができない。          …          II. Graham v. John Deere Co. 事例に関する基本的な事実に基づく審査          …自明性は、根拠を成す事実審理に基づく法律の問題である。裁判所により明確に述べられた事実審理は次のとおり。          (A) 先行技術の範囲と内容を確認すること。          (B) クレームの発明と先行技術との違いを確認すること。          (C) 当該技術分野の当業者レベルを解決すること。          自明性の問題にかかわる客観的証拠が審査官により評価されねばならない。…かかる証拠には、「副次的考察事項」として言及されることがあるが、商業的な成功、長い間望まれている未解決の要望、他人の不履行及び予期せぬ結果の証拠が含まれているかもしれない。…</p>	<p>側面を含むクレーム          コンピュータ利用発明に多く見られる、技術的側面と非技術的側面が混在しているクレームは正当なものである。          …このような混在している発明の進歩性を評価する場合、発明の技術的性格に寄与するすべての側面が考慮される。          …発明の技術的性格に寄与しない側面が進歩性の存在をサポートすることはできない(T 641/00)。…混在タイプの発明に対する課題解決アプローチの概要は以下のとおり          (i) 発明の技術的性格に寄与する側面は、発明の文脈において達成された技術的效果に基づいて決定される。          (ii) 先行技術における適切な出発点として、工程 (i) で決定された発明の技術的性格に貢献する側面に基づき、最も近い先行技術が選択される(G-VII、5.1 参照)。          (iii) 最も近い先行技術との相違点を決定する。…          (a) 差異がない(技術的でない相違すらない)場合、第 54 条に基づき拒絶理由が提起される。</p>	<p>確定する …          (2) 発明の区別される特徴及び発明で実際に解決する技術的問題を確定する …          (3) 保護を請求する発明がその分野の技術者にとって自明的であるかどうかを判断する …</p>	<p>(3) 請求項に記載された発明と「最も近い引用発明」を選択し、両者を比較してその差異点を明確にする。…          (4) 請求項に記載された発明が最も近い引用発明と差異があるにもかかわらず、最も近い引用発明から請求項に記載された発明に至ることが通常のか、又は容易でないのかを、他の引用発明や出願前の技術常識及び経験則等に照らして判断する。</p>
--	---	---	--	--

			<p>(b)相違が技術的なものでない場合、第 56 条に基づき拒絶理由が提起される。拒絶理由の論拠は、先行技術に対する技術的貢献がないというものになるはずである。</p> <p>(c)相違に技術的側面が含まれる場合、次のことが適用される。-これら側面から達成される技術的効果に基づいて客観的な技術的課題が構築される。…クレームされた、技術的課題の解決法が、当該技術の熟練者にとって自明である場合は、第 56 条に基づき拒絶理由が提起される。</p>		
--	--	--	--	--	--

(仮訳の出典について)

米国、欧州、中国、韓国：特許庁ホームページを元に作成